

武雄市新文化交流施設エリア管理運営計画策定等支援業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、武雄市新文化交流施設エリア管理運営計画策定等支援業務（以下「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。本業務を受託しようとする事業者は、本要領に基づき必要な手続きを行うものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名 武雄市新文化交流施設エリア管理運営計画策定等支援業務

(2) 業務内容

武雄市新文化交流施設エリア管理運営計画策定等支援業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

※繰越申請手続きが未了のため、繰越承認後に契約期間の延長を行い、適正期間を確保することとします。

(4) 契約上限金額

9,350千円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格等

(1) 参加資格要件（必須条件）

プロポーザル参加資格は、次の条件を全て満たすこととする。

- ① 令和5年度及び令和6年度入札参加資格審査申請書を武雄市に提出し、登録されていること。入札参加資格については、測量・建設コンサルタント等又は物品・製造・庁舎維持管理業務委託等のいずれかに登録されていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- ③ 武雄市暴力団排除条例第2条第1号から同条第4号までに規定するものでないこと（佐賀県暴力団排除条例第2条第2号から同条第4号までに該当するものでないこと。）
- ④ 佐賀県及び県内市町の委託業務に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたものを除く。
- ⑥ 平成25年4月1日以降に文化施設等の管理運営計画策定等支援業務を受注し、完了した元請の実績を有する者。

※文化施設等…国土交通省告示第十五号の別添二 建築物の類型の十二 文化・交流・公益施設の第2類中「映画館、劇場・音楽ホール、美術館、博物館、図書館」を含む施設

4. 参加表明の手続き

- (1) 本公募型プロポーザルへ参加を表明しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。
参加表明書【様式1-1】、誓約書【様式1-2】
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者、又は参加資格に満たないものは、本公募型プロポーザルに参加することができない。

5. 提案の手続き等

事業者選定までのスケジュール

内 容	期 間 等
公募の開始	令和5年 7月14日（金）
質問書の受付	令和5年 7月27日（木）午後5時（必着）まで
質問書への回答期限	令和5年 7月31日（月）
参加表明書の受付	令和5年 8月 2日（水）午後5時（必着）まで
参加資格確認結果通知	令和5年 8月 4日（金）
提案書等の受付	令和5年 8月21日（月）午後5時（必着）まで
第一次審査（書類審査）※(注1)	令和5年 8月24日（木）
第一次審査結果通知	令和5年 8月25日（金）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和5年 8月30日（水）
契約締結	令和5年 9月中旬

※(注1) 参加者が5者を超える場合、一次審査の結果により、二次審査対象者を絞り込むことがある。

① 質問書の受付、回答

- 質問受付期間 : 令和5年7月14日（金）～7月27日（木）
- 提出書類 : 質問書【様式2-1】
- 提出方法 : Eメールで提出すること。

※提出する場合は、事務局（問い合わせ先）に対し電話で受信確認を行うこと。

- 回答最終日 : 令和5年7月31日（月）
- 回答方法 : すべての質疑回答を参加表明者全員に通知する。

② 参加表明書等の受付

- 提出期限 : 令和5年8月2日（水）午後5時（必着）まで
- 提出場所 : 武雄市 こども教育部 文化課 新文化交流拠点整備室
提出書類 : 参加表明書【様式1-1】、誓約書【様式1-2】
- 提出方法 : 持参の場合…事前の電話連絡の上、上記提出場所まで持参すること。
郵送の場合…書留等の配達記録が残る方法により郵送し、提出者に
受領したことを電話で確認すること。
- 提出部数 : 正本1部、副本2部

③ 参加資格確認結果の通知

令和5年8月4日に参加表明者全てに対し、書面によりその旨を通知する。

④ 提案書等の受付

参加資格者に対して以下書類の提出を求める。

□ 提出期限 : 令和5年8月21日(月)午後5時(必着)まで

□ 提出書類 : 以下の書類を提出すること

(1) 提案書【様式3-1~5】

- ・ 提案書表紙 【様式3-1】 ※A4サイズ1枚
- ・ 業務実施体制 【様式3-2】 ※A4サイズ1枚
- ・ 予定担当者の経歴等 【様式3-3】 ※A4サイズ必要枚数
- ・ 同種業務実績表 【様式3-4】 ※A4サイズ必要枚数
- ・ 企画提案書 【様式3-5】 ※A3サイズ必要枚数

以下(ア)~(カ)のテーマについて総合的に提案を行うこと。文章での表現を原則とし、必要に応じて図を加えるなどして簡潔明瞭な内容とすること。

(ア) 基本計画及びその基盤となる文化のまちづくり構想に基づいた施設についての考え方

(イ) 武雄市らしさ、現有施設の特性を踏まえた施設運営の検討方法

(ウ) 管理運営計画策定作業工程

(エ) 開館までに必要と考えられる業務の在り方

(オ) 合築する武雄公民館と連携した文化施設の運営についての検討方法

(カ) 利便性向上に配慮した開館後の運営の検討方法

(2) 事業者概要【任意様式、企業パンフレット等でも可】

(3) 見積書及び積算書

見積書には、消費税相当額及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載すること。

積算書は業務別内訳、人件費、諸経費等の積算内訳を詳細に提示すること。

□ 提出場所 : 武雄市 こども教育部 文化課 新文化交流拠点整備室

□ 提出方法 : 持参の場合…事前の電話連絡の上、上記提出場所まで持参すること。

郵送の場合…書留等の配達記録が残る方法により郵送し、提出者に
受領したことを電話で確認すること

□ 提出部数 : 正本1部、副本9部

⑤ 審査方法

審査は、適正な参加表明のあった者(以下「参加者」という。)の中から、選定委員会において、原則として、参加者からそれぞれの提案内容の説明(プレゼンテーション)を受け、提案内容等を下記の事項について総合的に審査し、委託候補者を選定する。

なお、参加者が5を超える場合に、書類選考により第二次審査(プレゼンテーション)の対象者を絞り込むことがある。

(1) 審査項目

- ・同種業務実績
- ・業務実施体制
- ・見積書の妥当性
- ・企画提案内容 等

(2) 一次審査（書類審査）

企画提案書等による書類審査を行う。なお、参加者が5者を超える場合、一次審査の結果により、二次審査対象者を絞り込むことがある。

(3) 二次審査（プレゼンテーション審査）

二次審査対象者に対して、プレゼンテーション審査を行う。

プレゼンテーション審査における使用機器は参加者において、審査会場は市においてそれぞれ手配する。

なお、二次審査は令和5年8月30日の予定とし、会場、方法、時刻等については、別途通知する。

⑥ 優先交渉権者等の決定

武雄市新文化交流施設エリア管理運営計画策定等支援業務候補者選定委員会の審査において、最低基準点に達したもののの中から優先交渉権者及び交渉権者を1者ずつ選定する。

⑦ 選定結果の通知

審査結果については、提案書を提出した者すべてに文書で通知する。

⑧ 契約の締結

選定した優先交渉権者（優先交渉権者が応募資格を満たさないと判断された場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、交渉権者）と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

6. 選定委員会

(1) 選定を行う委員会は「武雄市新文化交流施設エリア管理運営計画策定等支援業務候補者選定委員会」とする。

(2) 選定委員会構成メンバーは、学識経験者、文化関係者、佐賀県職員、武雄市職員の5名で構成する。

(3) 選定委員会会議は、非公開とする。ただし、優先交渉権者については、武雄市ホームページで公表する。

7. 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない提案
- (2) 参加表明書に記載された者以外の者が行った提案
- (3) 実施要領等において示した条件等を満たさない提案
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたもの
- (5) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- (6) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事業等の変化により、業務の履行が困難であると市長が判断したとき

8. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。ただし、提案書の著作権はそれぞれの提案者に帰属するものとする。また、武雄市はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (3) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、武雄市情報公開条例に基づき提案書類等を公開する場合がある。
- (4) 提出期限後の提案書等の提出、差し替え等は認めない。
- (5) 提案者が1者であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を優先交渉権者とする。
- (6) 提案書等を提出しなかった者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはないものとする。
- (7) 優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続きの完了までは、武雄市との契約関係を生じるものではない。
- (8) 契約締結にあたっては、選定された提案書等をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、当初予定の業務内容、規模及び金額等について、双方協議の上、変更する場合がある。
- (9) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。ただし、武雄市財務規則第120条の契約保証金の減免に相当するものは、納付を免除する。
- (10) 参考となる情報及び資料については、武雄市ホームページ内の「新文化施設エリア整備はじめます」のサイトを確認すること。

サイトURL : <http://www.city.takeo.lg.jp/bunkanomachizukuri/index.html>

9. 問い合わせ先

武雄市 こども教育部 文化課 新文化交流拠点整備室

住 所 〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話番号 0954-23-9181 FAX 番号 0954-23-9811

E-mail bunka@city.takeo.lg.jp